平成２２年（フ）第３２９号
長野市大字高田1262番地４　アーバンシティ長野高田610
債務者　大日方宣章
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
長野市篠ノ井東福寺699番地７
債務者　平林りつ子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
長野市篠ノ井布施高田1024番地13　プリムローズ201、前住所長野市みこと川１番地３みこと川団地Ａ７―27
債務者　高田　厚志
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
長野県上田市上田原867番地１　市住175号、前住所長野県上田市西内1153番地
債務者　今井　敏夫
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２５２号
長野県東御市和7507番地
債務者　大塚　省三
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５２１号
兵庫県川西市火打２丁目９番７―102号
債務者　永野　眞一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５３１号
兵庫県伊丹市西野１丁目106番地キクノハイツ101号
債務者　福井　美和
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５３５号
兵庫県伊丹市西台３丁目４番８―305号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目25番８号
債務者　中村正美こと　金　　和男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５４１号
兵庫県川西市緑台７丁目１番地の26
債務者　竜神康恵こと　竜神　康恵
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８号
兵庫県伊丹市寺本５丁目37番地サンハイム村上203号
債務者　西山　直文
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９号
兵庫県伊丹市寺本５丁目37番地サンハイム村上203号
債務者　西山　ネシ
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５６号
富山市上大久保1027番地１　コーポ・ロコモーションＪ―303号
債務者　石田　政彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２９号
山口県岩国市室の木町４丁目１番８号
債務者　山縣　　稔
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第５３号
高知県四万十市右山元町２丁目４番４号　アビタシオヘリオス202号室
債務者　和田　　豪
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第８９号
高知県四万十市具同5305番地６　グレードハイツⅡ602号、前住所高知県四万十市具同5510番地１　グリーンハウスＡ
債務者　芝岡　初男（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９０号
高知県四万十市具同5305番地６　グレードハイツⅡ602号、前住所高知県四万十市具同5510番地１　グリーンハウスＡ
債務者　芝岡江見子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１３４号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙353番地
債務者　仁部　正芳
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部